

る弊害に對し絶対に責任を問はるゝ事無く、

其任期は六ヶ月とす。

四 「長」階級一名を必要とする場合は會社は先づ三名の候補者を指命し、決定は職工の一般投票に依る。

五、各組内に於て職工二分の一以上の同意連名を以て「長」の信認投票の要求ありたる時は、工場委員會は之れを受理し一般投票に問ひ、不信認者過半數の場合は、委員會は其「長」に對し警告を發するを得。

警告後二ヶ月以上經過し前條の手續に依り三分の二以上の不信認者ありたる場合は委員會の請求に依り會社は一ヶ月以内に之れを免に支拂ふ事となつた。而して休業中の日給は何等かの方法を以て職工に之れを職工側の要求と對照して見ると、其形式に支拂ふ事となつた。

六、以上大正九年二月一日より之れを實施す。

而して休業中の日給は何等かの方法を以て職工に之れを職工側の要求と對照して見ると、其形式に支拂ふ事となつた。

吉 岡田誠三 城仁太郎 荒川清一 菅波直次  
關 三吉 北島健一 中島定吉 加藤鑑三 細  
田長吉  
第三交渉委員 白井長太郎 滕永常次郎 枝垣榮  
治 神崎民次 安齋銀藏 大元才市 市村光雄  
安原幸七 佐々木若松 大年重郎 天笠才吉  
栗原秀七 柴田明治  
書記 川崎伊三郎  
警備長 岩崎辰之助  
警備長助手 神崎民次 北島健一 茶木則義 大  
野確一  
第一警備員 井上清熊 山内勘助 山口俊三 中  
村辰之助 中島 誠 扳本鷹吉 須賀谷榮八郎  
大山 高 渡邊泰造 鈴木平次郎  
第二警備員 上村竹十 森田廣作 大元才一 石  
澤留吉 菅波直次 北平時次郎 池未春一 林  
新之助 丸山金太郎 野口市郎左衛門  
第三警備員 吉田亥三郎 元久保孝一 古川新之

は會社が新制度を敷いた事になるが實質は職工の要求以上である、即ち職工側の完全なる勝利である。十六日前には職工側が會社に於て研究中其要求を撤回せざるが故に職工一同を解雇すと威嚇した會社が、斯くの如き誓約をせなければならなくなつたのは其所に職工側の堅忍不撓なる精神を見る事が出來る。以下此激烈なる労働戦の經過を記述しやう。

#### 周到なる職工側の陣容

是より先、會社の挑戦に對しては先づ陣容を調へる必要があるので、職工團は互選の上次の如き隊形を作つた。

第一交渉委員 三木次郎 月原節次 岡崎一郎  
淺川義廣 元村清理 中川金太郎 井上新太郎  
小松豊一 三好覺

第二交渉委員 猪瀬源太郎 岩崎辰之助 萩野了  
助 伊藤春吉 吉田鶴太郎 岡田誠三 天笠才  
吉 新保紋三郎 坂井吉之助 矢久保新

第四警備員 板垣榮治 旗生鷹三 福井太吉 黒  
沼銀三 福地林平 藤井泰二 荒川清一 大高  
春吉 加藤鑑三 山田一哲 山本俊雄

會計 林彌太郎  
傳令係 佐々木若松 立石茂

庶務 安永仙三 市村光雄 赤石徳藏 安齋銀藏  
出席係兼應接係 猪瀬源太郎 元村伊太郎 平野  
三郎

場内整理 中島博 細田長吉 大古敬徳 小川榮  
太郎 城仁太郎

相談係 三木治郎 岩崎一郎 井上新太郎 林彌  
太郎

炊事係 萩野了吉 星野榮吉 川島常吉 鈴木泰  
食糧係 飯島順治 市村操 島金五郎 關  
三吉 片山松次郎

衛生係 大谷道象 池山寶山 高田明效 齋藤